



## No.28

発行日／2014年3月1日  
発行人／高橋亮平 編集人／菅源太郎  
発行所／特定非営利活動法人Rights  
〒180-0022  
東京都武蔵野市境1-17-6-511  
TEL&FAX: 0422-51-4421  
<http://www.rights.or.jp/>  
E-Mail: [office@rights.or.jp](mailto:office@rights.or.jp)  
三菱東京UFJ銀行武蔵境支店  
普通1373149  
「特定非営利活動法人ライツ」

# 欧州における選挙権18才から16歳への引き下げ

NPO法人Rights理事 小串聡彦

## 1. 欧州における選挙権の16歳への引き下げをめぐる動向

欧州諸国は1970年代に国政選挙の選挙権および被選挙権の年齢引き下げを実施しており、現在のEU加盟国の選挙権はオーストリアを除いて18歳、被選挙権は半数以上の国が18歳である<sup>1</sup>。1970年代に欧州諸国の選挙権が（主に21歳から）18歳に引き下げられた背景には、主に若者の教育水準の向上、学生運動を背景に若者の政治への関心の高まり、兵役義務にも関わらず選挙権が与えられていなかったなどの事情がある<sup>2</sup>。

さらに現在、EUあるいは加盟国レベルで選挙権を18歳から16歳へ引き下げる動きが本格化している。2007年にオーストリアが国政および地方選挙での選挙権の16歳への引き下げを実施しており、ドイツ、ノルウェー、スイスでも特定の州や市町村で引き下げが行なわれている。スロバキアでは、16・17歳の勤労者に限定し選挙権を付与している。英国でもマン島やジャージー島などの王室属領で選挙権を認めており、スコットランドでは今年9月の独立を巡る住民投票で16歳も参加できることになっている。デンマーク、スウェーデンでは、16・17歳への引き下げに向けた検討が行なわれている（こうした国々の動向については巻末資料を参照のこと）。

こうした選挙権の引き下げを主導しているのは、EUや加盟国内の若者の利益団体や欧州諸国における情報共有や提言を行なう欧州評議会(Council of Europe)<sup>3</sup>で

ある。主な若者の利益団体は、EUレベルでは欧州若者フォーラム(European Youth Forum)<sup>4</sup>、加盟国レベルでは若者団体(Youth Organizations)<sup>5</sup>や若者評議会(Youth Council)<sup>6</sup>などがある。こうした利益団体は、選挙権の引き下げを実施することで、政治・市民教育の充実、若者の投票率の向上、政策決定過程における若者の意見反映の促進に繋がるとみている。また、16・17歳の若者に付与されているその他の義務や権利(ex 納税、運転、飲酒)との整合性が取れていないとして選挙権の16歳までの引き下げを求めている。

欧州若者フォーラムは、2011年から選挙権の16歳への引き下げに向けた「Vote@16<sup>7</sup>」というキャンペーン運動を展開している。2012年9月には、欧州議員による欧州議会選挙での選挙権の16歳への引き下げを求める宣言を発表させることに貢献している<sup>8</sup>。また、加盟国レベルでの選挙権引き下げに関する情報共有を促進している。

<http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta11/ERES1826.htm>

<sup>4</sup>欧州若者フォーラム(European Youth Forum)は、欧州各国の若者団体および若者評議会との協力や調整を行なう汎欧州組織である。欧州の若者の意見を集約し代弁するためにEU機関にロビーイング活動、欧州各国での若者評議会の設立や情報共有の支援などを実施している：  
<http://www.youthforum.org/>

<sup>5</sup>若者団体(Youth Organizations)とは、個別のテーマや分野ごとの若者の団体を指し、生徒会、学生組合、政党青年部組織、スポーツや文化に特化した団体などが含まれる。

<sup>6</sup>若者評議会(Youth Councils)とは、地域をベースにした若者の福祉向上やエンパワーメントを目的とした若者組織である。

<sup>7</sup> 欧州若者フォーラムのキャンペーンサイト：

<http://www.voteat16.eu/get-informed/why-vote-at-16>

<sup>8</sup>欧州議会の議員グループによる16歳への引き下げに向けた宣言：  
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=WDECL&reference=P7-DCL-2012-0027&format=PDF&language=EN>

<sup>1</sup>被選挙権年齢は、ベルギー、エストニア、チェコ、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロベニアで21歳、フランス、ルーマニアでは23歳、イタリア、ギリシャ、キプロスは25歳。

<sup>2</sup>国会図書館調査及び立法考査局「主要国の各種法定年齢－選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に－」（2008年12月）を参考：

[www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/200806.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/200806.pdf)

<sup>3</sup> 欧州評議会(Council of Europe)は、欧州47カ国で構成される機関で、政治や民主主義分野での協力を目的としている。2011年に一般議会の場で選挙権の16歳への引き下げを決議している：

## 2. 欧州における選挙権16歳への引き下げをめぐる長い論争と最新の研究結果

欧米の社会科学の世界では、若者の政治に対する関心や参加が低迷する中、若者の政治参加を促す手段として選挙権の16歳への引き下げの有効性が議論されてきた<sup>9</sup>。主な論争の焦点は、選挙権の引き下げによって「若者の投票率」が促進されるのかという点と、無関心な層が参加することによって「選挙の質」が悪化しないかという点である。

これまでは16・17歳の若者の政治的成熟度（主に政治への関心度・知識度・参加度・有効感に関する指数<sup>10</sup>）が投票に参加出来るほどに高まっていないとの研究結果<sup>11</sup>に基づき、過激な主張の政党や議員に支持が集中するなど「選挙の質」の悪化に繋がる可能性もあるとして、反対意見が支配的だった。また、引き下げ賛成派の中には、若いうちに投票習慣を身につければ将来的にも投票参加の傾向が高まるとの分析結果<sup>12</sup>に基づき、選挙権年齢をできるだけ下げるべきと主張する研究者もいるが、政治的関心も知識も欠けている（と思われている）若者に選挙権を与えることで、投票率の低下を助長し、非投票習慣を植え付けるとの懸念が強かった<sup>13</sup>。

しかしながら、最近の研究結果からは選挙権の引き下げに好意的な見方が出てきている。まずは16・17歳の投票率は20代に比べて相対的に高いという研究や統計結果がある。デンマークの研究者<sup>14</sup>は、18歳の若者は親と同居する割合が8割を超えるため、投票率の高い親の世代の影響によって同世代の投票率が上がるが、22歳になると親との同居率は約18%まで下がるため、投票参加の圧力が弱まることを明らかにした。こうした傾向は、その他の先進国でも確認されており、16・17歳に投票機会が与えられているドイツやオーストリア、ノルウェーの事例では、10代の投票率が20歳前半よりも相対的に高く、16・17歳の投票率が18・19歳を上回ることが分かっている（図3と4）。つまり、これまで年齢と投票率の関係は、年齢が上がるほど投票率も上昇するという「正の関係」として理解されてきたが、むしろ、10代に関しては年齢が下がるほど投票率が上がるという「負の関係」が見てとれるのである。

それに加えて、オーストリアの事例からは、たしかに16・17歳と18・19歳の若者の政治的成熟度を比較した場合では前者の政治的成熟度は低い傾向があったが、実際に投票機会を与えることで、学校教育や選挙キャンペーンによる学習効果を通じて、16・17歳の政治的成熟度は向上することが示されている<sup>15</sup>。オーストリアの研究者は、2004年と2008年に、16・17歳と18歳以上の若者の政治に対する関心度の調査を実施した。それによれば、2004年の総選挙では、16・17歳は「関心がある」「とても関心がある」と回答する割合が31%だったが、選挙権を引き下げた後の2008年の総選挙では同様の質問に対する回答が61%まで上昇した。また、ニュースをフォローするという質問でも同様の効果が見られた。また、その他の指標においても、オーストリアの地方選挙の事例では、16・17歳の政治的成熟度は18歳ともさほど変わらず、投票行動にも有為な差は見られないとの結果が出ている<sup>16</sup>。同様に、ドイツの地方選挙の事例でも、16・17歳の投票行動に大差はないとされている<sup>17</sup>。

ただし、ノルウェーの事例からは、オーストリアほど楽観的な結果が出ていないことに注意する必要がある<sup>18</sup>。ノルウェーでは2011年に実験特区の自治体を設定し、地方選挙における選挙権を16歳に引き下げた。そこで選挙前に16・17歳と18歳の若者の政治的成熟度に関する調査を行なったところ、統計的に有為な差がみられた。特区自治体で「政治に関心がある」と回答した16・17歳の若者の割合は41%、18歳は44%となっており（図5）、その他の知識度などの指標においても16・17歳の方が相対的に低いとの結果が出ている。

しかしながら、16歳の引き下げが実施された特区とそうではない地域を比較すると、特区内の若者の政治的成熟度が相対的に高いという結果が出ており、選挙権の引き下げを通じた学習効果があったとの見方もできる。さらに、16・17歳の投票率は、18歳を上回っているため、投票習慣を根付かせるという観点からは効果がある。むしろ、ノルウェーの引き下げの事例は、地方選挙かつ実験特区という点で、国政選挙で引き下げを実施したオーストリアの事例とは質的な違いがあり、現時点では16・17歳と18歳での政治的成熟度の差に関する論争は確定していない。今後、16・17歳に選挙権の引き下げを実施する国や地域が増えてくれば、こうした研究蓄積にも厚みが出てくるだろう。

<sup>9</sup>Zeglovits, E., (2013). Voting at 16? Youth suffrage is up for debate. *European View*, 12, 249–254

<sup>10</sup> 政治的成熟度(Political Maturity)は、投票に参加できる最低限の能力を指すが、明確な定義はない。主に政治的関心、知識、参加度、投票の有効感、民主主義への信頼度などが指標として使われている。

<sup>11</sup>Electoral Commission. (2004). Age of electoral majority: Report and recommendations. London: The Electoral Commission

<sup>12</sup>Franklin, M. N. (2004). Voter turnout and the dynamics of electoral competition in established democracies since 1945. Cambridge: Cambridge University Press

<sup>13</sup>Chan, T. W., & Clayton, M. (2006). Should the voting age be lowered to sixteen? Normative and empirical considerations. *Political Studies*, 54(3), 533–558

<sup>14</sup>Yosef, B., & Kasper M.H.(2012). Leaving the Nest and the Social Act of Voting: Turnout among First-Time Voters. *Journal of Elections, Public Opinion and Parties* Vol. 22, No. 4, 380–406

<sup>15</sup>Zeglovits, E., & Zandonella, M. (2013). Political interest of adolescents before and after lowering the voting age: The case of Austria. *Journal of Youth Studies*, 16(8), 1084–1104.

<sup>16</sup>Wagner, M., Johann, D., & Kritzing, S. (2012). Voting at 16: Turnout and the quality of vote choice. *Electoral Studies*, 31(2), 372–383

<sup>17</sup>Danish Youth Council, Vote at 16 : A Vote for the young people : [http://voteat16.eu/files/Denmark\\_2.zip](http://voteat16.eu/files/Denmark_2.zip)

<sup>18</sup>Bergh, J. (2013). Does voting rights affect the political maturity of 16- and 17-year-olds? Findings from the 2011 Norwegian Voting-Age Trial. *Electoral Studies*, 32, 90–100

### 3. 日本への示唆

これまで欧州における選挙権の16歳への引き下げの動向と研究蓄積を見てきた。こうした欧州の選挙権の引き下げの経験や学問的な知見から得られる日本への示唆は、①10代の投票率の高さと②学習効果による若者の政治的成熟度の向上である。

**①10代の投票率の高さ**：欧州の先進国に共通する最新の知見として、親と同居する若者ほど投票に行く傾向が指摘されており、10代の投票率は20代を上回り、10代に下がるほどに投票率が上昇することが示されている。これまでの日本の選挙分析では、20代前半の若者の投票率が最も低く、年齢が上がるにつれて投票率が上昇するという「正の比例関係」が確認されているが、上記の欧州の経験を当てはまれば、日本の選挙権を20歳から18歳に引き下げた場合、若者全体の投票率が上昇する可能性は極めて高いといえる（実際に過去三回の衆議院議員選挙における20歳の投票率は20代前半よりも高い）。

**②学習効果による政治的成熟度の向上**：欧州の研究蓄積から分かることは、16・17歳と18歳の政治的成熟度の差については論争があるが、18歳と20歳では大差はないということが共有され、前提とされている。また、オーストリアの事例のように、たとえ日本の今の若い世代に政治的成熟度が欠けていたとしても、投票機会を与えることで、学校教育やキャンペーンを通じた学習効果が得られることが明らかになっている。

なお、日本の18・19歳の政治的成熟度が欧州の同世代と比べて著しく遅れ、引き下げによる学習効果も限定的であるとの想像的な仮定をしたとしても、日本の18・19歳の人口は全体の有権者人口の2.4%程度にすぎない。たとえ若者世代が他の世代と比較して”無鉄砲な”投票行動を取ったと仮定した場合でも、選挙権の引き下げによる悪影響はほとんどない<sup>19</sup>。若者を意思決定に組み込む仕組みが不十分な日本の現状を鑑みると、選挙権の引き下げのもたらす効能は大きいといえよう。

#### 参考資料：加盟国の動向と引き下げの影響のまとめ

**①オーストリア**：2000年からいくつかの州の市町村選挙で選挙権を16歳に引き下げた後、地域選挙で同様の動きが起こり、国政選挙にも続いた。2007年憲法改正に伴い、国政および地方選挙での選挙権の16歳への引き下げと被選挙権の19歳から18歳への引き下げに踏み切った。また、政治教育のカリキュラムを義務教育の8年生から導入した。2008年に16・17歳が初めて国政選挙に参加した。オーストリアでは、選挙権年齢引き下げの実施前後の2004年と2008年に、16・17歳と18歳以上の若者の政治

への関心に関する調査が行われた。2004年の総選挙では、16・17歳は「関心がある」「とても関心がある」と回答する割合が31%だったが、選挙権を引き下げた後の2008年の総選挙では61%まで上昇。また、ニュースをチェックするという質問でも同様の効果が見られた。また、その他の指標においても、オーストリアの地方選挙を利用した事例では、16・17歳の政治的成熟度は18歳ともさほど変わらず、投票行動にも有為な差は見られないとの結果がある。

図1：オーストリアの16・17歳の政治への関心度の変化

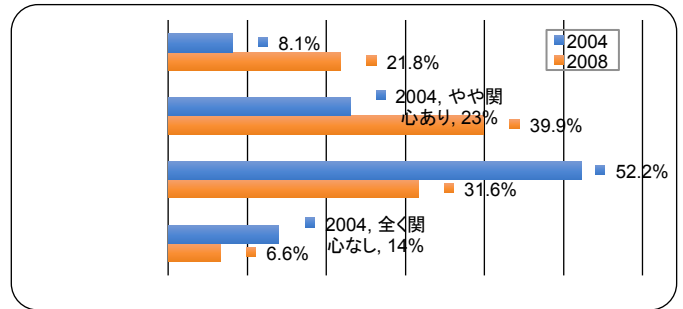
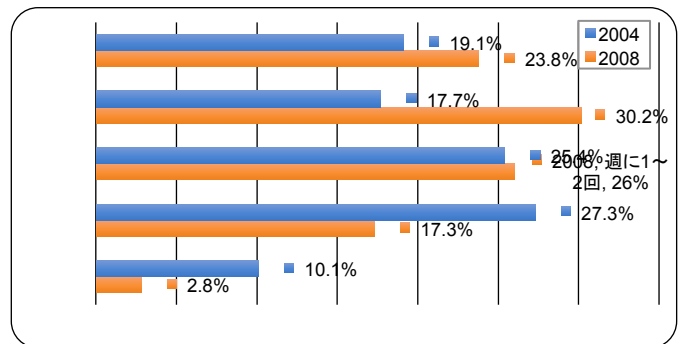


図2：オーストリアの16・17歳のニュースを見る頻度の変化



**②ドイツ**：1996年にニーデルザクセン州の市議会選挙の選挙権が16歳に引き下げられ、1998年にシュレスビヒ・ホルシュタイン州、1999年にはヘッセン州（その後再び18歳に引き上げられた）、メクレンブルグ・フォアポルメルン州、ノルトライン・ウェストファーレン州、ザクセン・アンハルト州でも市町村選挙の選挙権年齢の引き下げが続いた。2011年にブレーメンの州選挙で初めて選挙権が16歳に引き下げられた。現在、ノルトライン・ウェストファーレン州、バーデン・ヴュルテンブルグ州、シュレスビヒ・ホルシュタイン州でも州議会選挙における選挙権の16歳への引き下げが検討されている。なお、ドイツの総選挙でも18・19歳の投票率は相対的に高くなる傾向が確認されている。2011年のブレーメン州の州選挙でも、16～20歳の投票率は48.6%で、21歳～25歳の39.8%を大幅に上回っている。

<sup>19</sup>ただし、若者の投票行動が逸脱しているとの見方は、大人の投票行動が正しいという前提に立っていることに注意が必要である。

図3：2011年のプレーメン州の投票率

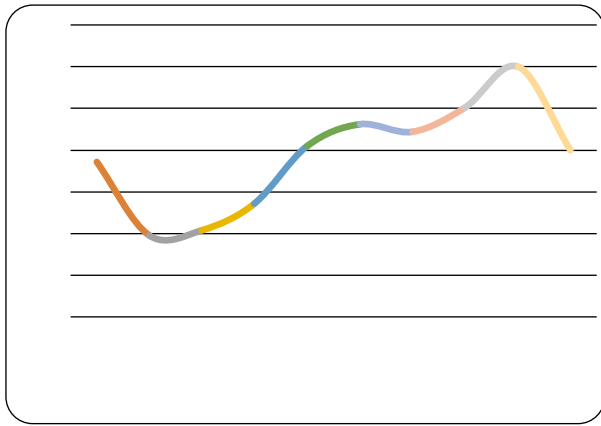
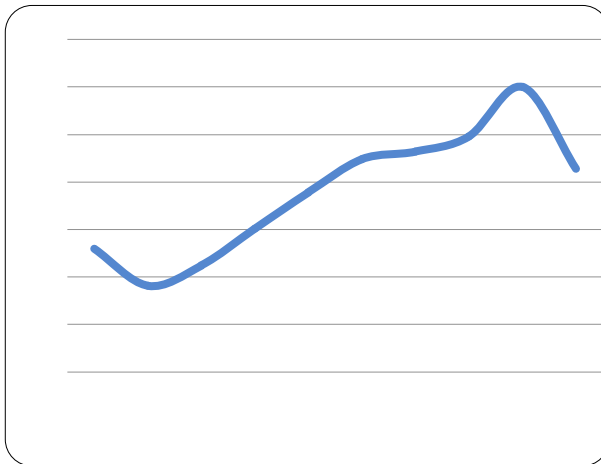
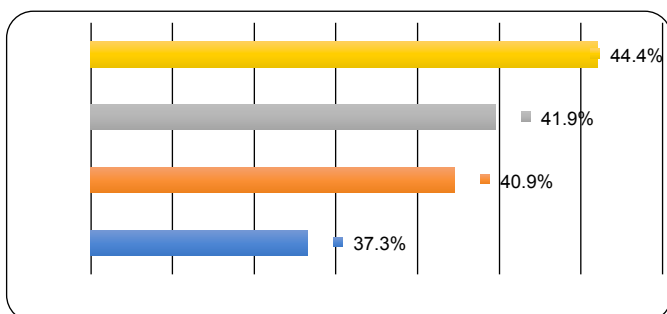


図4：2009年のドイツ総選挙の投票率



③ノルウェー：2008年にノルウェー政府が地方自治体  
に実験特区(トライアル地区)を設定し、地方選挙(市議  
会)の選挙権を16歳に引き下げる方針を決定。全430自治  
体のうち、143が特区申請した。自治体の規模、地理的  
条件、政党勢力構成、年齢構成、若者政策の実施状況な  
どを考慮した上、20の自治体を特区として選出した。  
2011年9月11日に実施された地方選挙では、特区内の  
16・17歳が投票に参加した。16・17歳で「政治に関心が  
ある」と回答した割合は41%、18歳は44%となっている。  
その他の知識・投票の有効性に関する指標においても  
16・17歳の方が相対的に低いとの結果が出ている。

図5：ノルウェーの特区内外の16・17歳と18歳の政治関心度



④英国：1999年に英国議会で初めて選挙権の18歳から  
16歳への引き下げを求める法案が提出されたが否決さ  
れた。2004年には選挙委員会(Electoral Commission)  
が「現在は選挙権の引き下げを行なう根拠は希薄」とし  
つつ「今後、5年から7年以内にこうした提案の再検討を  
行なうべき」との結論を出した(但し、選挙委員会は、  
被選挙年齢については「選挙権の18歳より高く設定され  
ている合理的な理由はない」として、21歳から18歳に引  
き下げるように勧告を出し、2006年に被選挙権の引き下  
げが実施された<sup>20)</sup>。2006年からはマン島で選挙権の16  
歳への引き下げを実施。2008年にはジャージー島、ガン  
ジー島でも引き下げが実施された。また、2014年9月に  
実施されるスコットランドの独立を巡る住民投票でも  
16歳に選挙権が与えられている。ウェールズ議会や北ア  
イルランド議会でも16歳への引き下げを求める提案が  
可決している(但し、英国議会の最終承認が必要となる)。  
2013年には第二党の労働党の党首が、16歳選挙権への支  
持を表明した。第三党の自由民主党は既に16歳選挙権を  
支持しているため、次回の総選挙で左派政党が勝利した  
場合、引き下げが実現可能性は高いといえる。

⑤デンマーク：デンマークの若者評議会(Youth  
Council)が引き上げのキャンペーン<sup>21)</sup>を主導。デンマ  
ークでは、地方選挙での選挙権16歳への引き下げを実施す  
るためには憲法改正が必要とされており、現実的ではない。  
16歳に選挙権を引き下げるためには、国会で法案改正  
に関する多数の賛成を得た上、国民投票を実施し、有  
権者全体の30%を超える反対がなければ可決となる(ネ  
ガティブ国民投票)。2011年12月には、国会議員や研究  
者、利益団体のメンバーで構成される選挙委員会  
(ValgretsKommission)が、選挙権を16歳まで引き下げる  
べきとの勧告を公表した<sup>22)</sup>。現在、2014年5月に実施され  
る欧州議会選挙で、実験(トライアル)として16歳への  
選挙権の引き下げが検討されている。

⑥スウェーデン：スウェーデンの若者評議会(Youth  
Council)が引き下げの動きを主導している。2004年から  
2006年にかけて、セーブ・ザ・チルドレン(NGO団体)  
が選挙権の16歳引き下げのためのキャンペーンを展開  
し、報告書にまとめた<sup>23)</sup>。地方自治体ごとに地方選挙に  
おける選挙権の16歳への引き下げの動きはあるが、まだ  
採用されていない(2013年11月にトレノース市で提案さ  
れたが、今のところ却下されている)。

<sup>20)</sup><http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP05-65/the-electoral-administration-bill-2005-2006>

<sup>21)</sup> <http://duf.dk/>

<sup>22)</sup><http://duf.dk/dufs-arbejde/valgret-til-16-aarige/valgretskommissionen/>

<sup>23)</sup><http://rbuf.se/vara-fragor/rosta-vid-16>

# 18歳選挙権実現は厳しい情勢

## —通常国会での国民投票法改正案提出を前に—

NPO法人Rights副代表理事 菅源太郎

日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に18歳選挙権が盛り込まれましたが、それが実現しないまま2010年に施行されました。2012年に衆参両院の憲法審査会および内閣官房「年齢条項の見直しに関する検討委員会」で議論が再開されましたが、衆議院選挙と政権交代をへた2013年は与野党が国民投票年齢のみ18歳、選挙権・成年年齢を20歳に維持する国民投票法改正を検討するなど後退をつづけています。いま道筋をつけなければ18歳選挙権実現が遠のく情勢で、2014年は正念場を迎えています。

### 国会と内閣で検討再開

13年6月の第6回年齢条項の見直しに関する検討委員会では、成年年齢引き下げにむけて、公職選挙法や民法以外の成年年齢関係法令の検討、法教育や消費者教育などの環境整備を各官庁が徐々にすすめていると報告されました。ただ公選法と民法については、公選法を所管する総務省が選挙権・成年の同時引き下げを、民法を所管する法務省が選挙権年齢の先行引き下げを主張する状況は変わっていません。

6月の衆議院憲法審査会で総務省は、国民投票年齢（18歳）を選挙権年齢（20歳）と分ける理由について、同じ投票行為でも投票権者の範囲（国民投票は公民権停止者や収監者にも保障）、運動の規制（国民投票は未成年者にも保障）、罰則（国民投票は連座制がない）など多くの相違をもつ点を挙げましたが、公明党や野党だけでなく自民党からも国民投票年齢と選挙権年齢の同時引き下げを求める発言がつけました。

### 議論が迷走した臨時国会

安倍晋三首相は参議院選挙後の8月、憲法改正発議の環境整備として選挙権・成年年齢を含む「3つの宿題」から着手すると表明しました。ここから国民投票法改正が臨時国会の課題に浮上します。

自民・公明両党は9月に一旦、国民投票年齢のみ18歳、選挙権・成年年齢を20歳に維持する国民投票法改正で合意しました。ここで重要なのは選挙権・成年年齢について「施行後速やかに、必要な法制上の措置を講ずる」と期限を切っておらず、いつ引き下げるか担保がないことです。これは維新の会が5月に示した法案と同趣旨でした。私たちは9月に法案を議論する衆参両院憲法審査会委員に対して、附則の規定が経過措置であるなら選挙権・成年年齢について「必要な法制上の措置を講ずる」期限を改めて切るなどの担保が必要と要望しました。

ところが自民党で選挙権・成年年齢と同時でなければ国民投票年齢引き下げにも反対する意見が噴出。この背景には2007年の法制定時に公明・民主両党と事実上合意した18歳投票権に対する不満がのぞいています。党内手続の遅れで臨時国会に法案が間に合わず、自民・公明両

党は会期末の12月、国民投票年齢を4年間は20歳、その後は18歳、選挙権・成年年齢を20歳に維持する法案で合意しました。

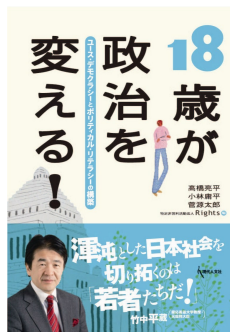
2014年の通常国会では、自民・公明両党がこの案を野党各党に説明して、3月中の共同提出をめざしています。今後議論が本格化するでしょう。

### 主張の再確認と今後の課題

ここで私たちの主張を改めて確認します。第1に国民投票年齢と選挙権年齢は共通する投票行為をとともうため同時に引き下げる。時期が確定している2016年参院選から実施可能となる法改正をめざします。第2に選挙権年齢と成年年齢は分けて考える。選挙権は法律行為能力を有する成年にのみ保障すべきとの意見があるが、成年被後見人の選挙権を認める最高裁判決からも法律行為と同一条件にする理由はなくなっています。

18歳選挙権を求める理由は、国民投票法の明示だけでなく、2013年参院選で1万名超の参加など未成年模擬選挙の普及、2012年から盛んになる高校生と政治家の討論といったように、若者の政治参加が進展しているからです。選挙権年齢の国際標準は18歳、欧州では16歳選挙権の動き（1～4ページ参照）が広がっています。日本がこうした動きからさらに遅れることのないよう与野党やメディアに働きかけていきたいと考えています。

## ご支援ください！



会員になる、寄付する、刊行物を買う、イベント参加など、できることからご支援ください。

◆賛助会員 年額1口3,000円

◆『18歳が政治を変える！—ユース・デモクラシーとポリティカル・リテラシーの構築』(現代人文社刊) 割引価格1,500円

# ドイツスタディツアー参加者募集!!

—事前学習会のご案内—

NPO法人Rights副代表理事 小林庸平

## 1. 趣旨・目的

Rightsでは、子ども・若者の社会参加・政治参加を進めるために、選挙権年齢の引き下げや政治教育の充実を掲げて活動を進めてきました。2007年に成立した国民投票法において、選挙権年齢の引き下げが盛り込まれ、子ども・若者の社会参加・政治参加を進める上で大きな前進となりました。しかしその後、選挙権年齢引き下げへの動きは停滞を続け、事実上の先送りとなされる可能性が高くなっており、しかしながら、子ども・若者の社会参加・政治参加の必要性は減じるどころが、ますます重要性が高まっており、具体的な取り組みを重ねていくことが必要だと考えております。

Rightsではこうした問題意識から、2010年にはスウェーデン、2011年には英国を訪問し、子ども・若者の参画に関する先進事例を視察しました。スウェーデンでは、若者政策法に基づいて国に青年事業庁が設置され、若者政策全般を横断的にチェックする強力な体制が敷かれており、「民主主義を体感」できる多様な参画の仕組みが構築されています。英国でも2002年にシティズンシップ教育が導入され、若者の政治参加を進める取り組みが進んでいます。

私たちはさらに知見を深めるため、ドイツへのスタディツアーを実施します(2014年秋予定)。ドイツでは連邦に政治教育センターが設置され、政治教育に積極的に取り組んでいます。また、大規模なジュニア選挙(模擬選挙)の実施や、政党財団による子ども向けの政治教育の情報提供なども行われています。今回の視察によって、ドイツにおける若者参画政策の現状・事例を行政・民間の両面から調査研究することで、日本への示唆を得たいと考えています。

## 2. 背景

### 持続可能な社会システムに転換を

日本の人口は2005年に減少へと転じ、団塊世代が高齢者となることで少子高齢化に拍車がかかっている。人口と経済の右肩上がりを前提にした社会システムは崩壊しつつあり、人口減少・少子高齢社会と低成長経済に対応した持続可能なシステムへの転換が求められる。そのためには、子ども・若者が社会の一員として参加し、未来に責任をもつ長期的視点からの意思決定が重要になる。

### 欧米では子ども・若者政策が変化

欧米各国の子ども・若者政策も、かつては日本と同じく健全育成や国際交流が中心であった。それが1980年代後半から20年で雇用や生活環境などに対象を広げ、今日では子ども・若者の社会参加に変化している。一方で日本は、子ども・若者の立法過程や社会的意思決定過程への参加がほとんど実現しておらず、その改善は喫緊の課題である。

### 18歳成人・選挙権を契機に

2007年に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)において、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」と規定していたが、未だに実現されていない。国民投票法は、国民投票年齢のみの18歳へ引き下げる形での改正が予定されており、18歳成人・選挙権の実現は遠のきつつあるが、国民投票年齢の引き下げを契機に子ども・若者政策とシティズンシップ教育の充実が求められる。

### 事前学習会のご案内

<第2回>ドイツの政治教育

講師：近藤孝弘さん(早稲田大学教育・総合科学学術院教授)

日時：3月9日(日)13:30~15:00

場所：TKP信濃町ビジネスセンター・カンファレンスルーム4(JR信濃町駅そば)

<第3回>ドイツ概論

講師：Domi nik Bohnen(ドミニク・ボーネン)さん(駐日ドイツ大使館広報担当二等書記官)

日時：3月21日(金・祝)10:00~12:00

場所：スター貸会議室四谷・第1(JR・地下鉄四ツ谷駅徒歩2分)

<共通>

参加費：500円(資料・会場費)